

徳島市農業委員会農地部会会議録

徳島市農業委員会農地部会の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成28年 9月28日（水） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 非農地通知の審議について |
| 第5号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第6号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第7号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 転用制限の例外（農地法第5条）に係る事業計画書の受理について
6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
7. 滞納処分による公売に係る照会に対する回答について（徳島税務署）

4 出席委員

1番	岸本	昇
2番	大平	雅義
3番	中野	耕一
4番	金澤	敬治
5番	能田	義弘
6番	西	一
7番	山本	孝
8番	佐々木	永薫
9番	森	政雄
10番	品山	昌美
11番	藤本	裕造
12番	坂東	政義
13番	野口	芳久
15番	竹内	敬二
16番	山本	喜代治
17番	欠員	
18番	黒田	達哉

平成28年9月28日 15時15分から
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 　　ただ今から、平成28年9月徳島市農業委員会農地部会を開会いたします。
　　本日の部会は、部会所属委員17名のうち過半を超える16名が出席しており、会議が成立しております。
　　欠席の届出がありました委員は、14番・近藤浩二委員です。
　　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全員 　　異議なし。

議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、2番・太平雅義委員、9番・森正雄委員にお願いします。
　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願いいたします。

議長 　　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
　　それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。

　　議案書1ページをお開きください。

　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。

　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われれます。

　　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

　　1番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地1筆の所有権が移転するものです。

　　譲受人の耕作面積は許可後、35aに至るもので、許可後は、青ネギの栽培を行うとのことです。

　　2番は、譲渡人と譲受人との間で、農業廃止のため売買で、農地1筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後、43aに至るもので、許可後は、キュウリやナス等の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地4筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後、56aに至るもので、許可後は、牧草の栽培を行うとのことです。

譲受人は、今年設立された農地所有適格法人であるため新規就農となりますが、役員には農業経験者がおり、また、譲受人のグループ会社では牧草の生産を行っている旨の記載のある計画書の添付があります。

4番は、譲渡人と譲受人との間で、同一世帯の後継者への一括贈与により、農地15筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後102aに至り、許可後は今まで通り水稻や葉物野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上4件で、対象地は、田13, 729㎡、畑2, 661㎡、計16, 390㎡となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。
第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、太陽光発電施設に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。

一般基準について、申請人は太陽光発電による売電事業を計画するにあたり、近隣に高層建築物がなく、日照量や面積規模等の条件が最適であったためこの地を事業用地に選定したもので、発電設備の概要は、太陽光パネル264枚、出力47.20kW規模のもので、事業費総額1,350万円を全額自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性・確実性は認められます。

隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地は平成7年頃に農地法の許可を受けずに転用行為がなされ、申請地の大部分をアスファルト舗装し、

現在まで資材置場として使用していたとのことであったため、この度の申請にあたり、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

第2号議案は以上1件で、田が869㎡です。

転用目的の内訳は、その他施設用地が869㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、建設業を営んでいますが、現在の資材置場は夜間の作業を行うには、近隣に病院や居宅が密集し、住民から苦情を受けているために移転をすることになり、適地を探していたところ会社からも近く、営業にも適したこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は、1件で、田695㎡、のみで、計695㎡。

転用目的の内訳は、その他施設用地695㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第3号議案については本案件を許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第4号議案 非農地通知の審議について、を開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第4号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。
議案書4ページをお開きください。

1番の申請地は、飯谷小学校から直線距離にして南におよそ400mの地点に位置しており、平成28年7月5日に、岸本委員さんと事務局2名で状況を確認しております。

現況について、対象地は所有者が相続した時にはすでに長年耕作されておらず、人が進入できないほど雑木が繁茂した状況で森林の様相を呈しており、周りの山林との境界も分からない状況であります。そのため、農業用機械による耕起・整地は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周囲に農地がないため、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。

第4号議案は以上1件で、対象地は畑274㎡です。
ご審議をよろしくをお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。
第4号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第4号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。
それでは、次の審議に移ります。

第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第5号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。

議案書5ページをお開きください。

今月の申請は2件でございます。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っております。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上2件で、対象地は、田●●●㎡、畑●●●㎡計●●●㎡となっております。

おります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので 採決いたします。

第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてご説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

1番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、全て、納税猶予申告時と同じく、農地として利用されております。

2番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

3番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、申告時の6筆のうち、2筆について、議案書利用状況欄に記載のとおり、登記上の異動が認められますが、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

7ページをお開きください。

4番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

5番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、納税猶予申告時と同じく、農地として利用されております。

6番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、納税猶予申告時と同じく、農地として利用されております。
第6号議案は以上6件で、税務署あてに報告しようとするものです。
対象地は、田●●●m²、畑●●●m²、の合計●●●m²となります。
ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。
第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第7号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書8ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

利用権設定の内、番号に下線付きのものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が6件、再設定が3件で合計9件となっております、

そのうち、賃貸借権が5件、使用貸借権が4件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番、2番・多家良地区・5筆・2件、3番・入田地区・1筆・1件、4番・応神地区・1筆・1件、5番・国府地区・1筆・1件、6番・南井上地区・2筆・1件、7番～9番が北井上地区・6筆・3件、となっております。

利用権設定については以上で、田5筆6, 142m²、畑11筆 8, 058m²の合計16筆14, 200m²となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

谷川委員 利用権を設定し、農地を借りている人が、年に1回しか作物を作らなかったり、耕作をやっていないくて草林になったりしているようなところがあるのですが、そのような場合は指導をしてもいいのでしょうか。どのような対応をすればいいのでしょうか。

議長 引き受けた以上は、責任を持って耕作する義務があると思っております。ですので、当然指導もしなければならぬと思っております。

谷川委員 年に1回も作っておらず、年に1回くらい草をひいている、そのような状態で契約をしているような場合であれば、更新は難しくなると思うのですが。

議長 地区では谷川委員さんのように、許可する前には現地にも行き、確認もしていると思いますので、地元の委員さんが責任を持って指導をしていただきたいと思います。そして、その指導が功を奏しないようであれば、借り手を変えるとか、いろいろな方法があると思いますので、まずは指導をしていただきたいと思っております。

他に何かありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項についてご報告いたします。

議案書10ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。11ページにわたって、7件、受理いたしました。

12ページにお移りください。

2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。13ページにわたって、8件、受理いたしました。

14ページにお移りください。

3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。6件、受理いたしました。

15ページをお開きください。

4番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。農地の賃貸借契約について合意による解約がなされた旨の通知を、5件、受理いたしました。

16ページにお移りください。

5番は、農地の転用制限の例外に係る事業計画書の受理について、で、でございます。1件、受理いたしました。

17ページをお開きください。

6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。3件、徳島地方法務局に回答いたしました。

18ページにお移りください。

7番は、滞納処分による公売に係る照会に対する回答について、でございます。1件、徳島税務署に回答いたしました。

報告事項について、の報告は、以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成28年9月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

次回は10月31日（月）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

（閉会 16時00分）